

立川市子ども用GPS端末購入助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の登下校時における見守り活動の補完を目的として、様々な居場所での保護者による見守りを可能とするGPS端末の購入者に対し、購入費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立小学校、国公立若しくは私立の小学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）に在籍する第1学年から第3学年までの者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記載されているものをいう。
- (2) 保護者 児童に対して親権を行う者又は後見人若しくはこれに準ずる者であって児童を現に監護する者をいう。
- (3) GPS端末 全地球測位システムを活用して位置情報を収集し、及び送信する端末で、児童の見守りを行うための機能に特化されたものをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、GPS端末を購入した児童の保護者であって、かつ、次の各号に掲げる要件を有するものとする。

- (1) 住民基本台帳に記載されている者であること。
- (2) 児童の見守りを行うことを目的とし、位置情報を検索するサービス（以下「サービス」という。）の利用をしていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めたときは、児童が小学校等の第1学年から第3学年まで以外の学年に在籍する場合にあっても、当該児童の保護者を助成対象者とすることができる。

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成対象経費は、GPS端末の購入に要した費用（サービス利用料等は除く。）

とし、上限は10,000円とする。ただし、予算の範囲内で交付する。

2 この要綱による助成は、児童1人につき1台の購入に限るものとする。

(申請)

第5条 G P S 端末の購入に係る助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、子ども用G P S 端末購入助成事業助成金交付申請書（別記様式）に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付のうえ、購入日から12月以内に提出するものとする。

(1) 次に掲げる事項が記載されているものであって、かつ、購入の事実が確認できる書類

ア 購入者

イ 購入日

ウ 購入先

エ 購入内容（品名、型番等）

オ 購入金額及びその内訳（G P S 端末本体の価格、初期手数料、送料等）

(2) 製品仕様が確認できる書類

(3) サービスの内容及び申込みが確認できる書類

(4) その他必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、助成金の交付の申請をすることができる。

(交付及び不交付)

第6条 前条の規定による申請があったときは、その内容を確認のうえ、適当と認めるときは、助成金の交付を決定（以下「交付決定」という。）した旨を申請者に速やかに通知し、及び助成金を交付するものとし、適当でないとき、申請者に対し、助成金を交付しない旨を通知するものとする。

2 前項に規定する確認を行うときは、申請者の同意を得て公簿等により、申請者が第3条に規定する要件を満たす者であるかについて確認を行うものとする。

(助成の取消し及び助成金の返還)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた

場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請若しくは報告又は偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。